「日経商社株トップ 10 指数」

算出要領

株式会社 日本経済新聞社

・本資料は日本経済新聞社（以下「日経」という）が算出・公表を行っている「日経商社株トップ 10 指数」の算出要領です。同算出要領は、今後、ルールの見直しなどに伴い変更されることがあります。
・本資料は日経の著作物であり、本資料の全部又は一部を、いかなる形式によっても日経に無断で複写、複製又は転載することができません。本資料は、指数への理解を深めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘を行うためのものではありません。

(2026 年 11 月 13 日版)

GB-TRC-J-20261113

１：概要

「日経商社株トップ 10 指数」は東京証券取引所に上場する商社の時価総額上位 10 銘柄で構成される時価総額ウエート方式の株価指数である。

２：名称

正　　称：日経商社株トップ 10 指数
英文名称：Nikkei Trading Company Stock Top 10 Index

３：銘柄の管理

（１）基本事項

- 日経商社株トップ 10 指数の構成銘柄数は、原則として 10 銘柄とする。
- 毎年 11 月に構成銘柄の定期見直しを実施する。
- 翌年の定期見直しまでの間に生じた臨時の銘柄除外でも、原則として期中は銘柄を補充せず、毎年の定期見直し時に 10 銘柄にそろえ直す。ただし、9 銘柄未満になった場合は 10 銘柄となるまで補充採用する。

（２）対象銘柄

- 指数の対象となる銘柄は、東京証券取引所（東証）に上場する商社銘柄の中から選定する。ただし、上場後 2 カ月未満の銘柄、整理銘柄・特別注意銘柄に指定されている銘柄は対象としない。テクニカル上場を経ている場合は、新規上場銘柄ではなく完全子会社または消滅会社の上場日により判断する。

（３）構成銘柄の定期見直し

- 毎年 10 月の最終営業日を「基準日」とする。11 月の最終営業日に銘柄を入れ替える。定期見直しによる銘柄入れ替えは、一定の期間をもって事前に公表する。
- 商社銘柄は NEEDS 業種分類※（小分類）で主力事業が以下の分類に属する銘柄とする。

 ※「NEEDS 業種分類」は、現在の産業構造にあわせた日経 NEEDS 独自の業種分類。各社の事業内容や売上構成に基づき業種を付与するが、企業の多角化経営を十分に考慮し、1 社に対して主力事業の他にも複数の業種を付与する。分類は定期的に見直しを行うほか、主力事業の大きな変化時などに見直しを行う。

Copyright © Nikkei Inc. All rights reserved.

NEEDS業種分類（小分類）
総合商社
エネルギー商社

- 時価総額が200億円以上、直近1年間の1日平均売買代金が5000万円以上（上場後1年未満の銘柄は上場後基準日時点までで計測）、ただし、前年度の採用銘柄については、時価総額100億円以上かつ直近1年間の1日平均売買代金が2500万円以上を満たす銘柄を対象とする。なお、選定対象候補となる銘柄数が10銘柄に満たない場合、10銘柄に達するまで時価総額の基準を50億円、売買代金の基準を500万円刻みで引き下げる。
- 上の要件を満たす商社銘柄を対象に、基準日時点の時価総額ランキングに基づいて次の優先順位で高順位（時価総額が大きい順）銘柄から10銘柄を選定する。

 ①現在採用銘柄で12位以内の銘柄

 ②未採用銘柄

 時価総額の値が同じ場合は流動性（直近1年間の1日あたり平均売買代金）が高い銘柄を優先的に採用銘柄とする。

（４） 構成銘柄の臨時除外

- 構成銘柄が整理銘柄または特別注意銘柄に指定された場合には、原則として指定日から5営業日後に除外する。
- 構成銘柄が統合などにより上場廃止となる場合には、原則として上場廃止日に除外する。
- 監理銘柄に指定された銘柄については指定時点では原則として除外対象とはしない。ただし、将来の上場廃止の可能性がきわめて高いと認められる場合など、当該銘柄の採用を維持する事が著しく不適当と認められるに至った場合には、後日、事前に発表したうえで除外することがある。

（５） 構成銘柄の臨時補充

- 臨時除外により構成銘柄が9銘柄を下回ることが明らかとなった場合には、定期見直しと同様の方法により時価総額ランキングを作成し、高順位の未採用銘柄から10銘柄となるまで補充採用する。時価総額ランキングの基準日は、臨時除外日の5営業日前の前月最終営業日とする。
- 上記にかかわらず、企業再編に伴う銘柄除外については以下のケースを例に、特例的

Copyright © Nikkei Inc. All rights reserved.

な銘柄採用を実施する。この特例的な採用可否の決定は、事由発生の都度、事由ごとに再編後の実態等を勘案した上で行う。

i. 次の事由に該当した場合、上場廃止銘柄の事業実態が継承される会社（現在未採用の東証上場銘柄に限るが、短期間のうちに東証に新規上場が予定される場合を含む）を除外銘柄に代えて採用することを原則とする。
 - 被合併により上場廃止した場合の、合併存続会社
 - 株式移転または株式交換により上場廃止した場合の、株式移転により設立される完全親会社または株式交換後の完全親会社

ii. 事業分割等により会社分割が行われ、分割後の複数の会社が上場を継続する場合は、主力事業の継承会社を原則として継続採用する。

- 臨時補充の実施日は原則として臨時除外日と同日とする。ただし、企業再編に伴い上場廃止となる銘柄に代えて事業実態を継承する新規上場会社を採用する場合は、原則として採用する銘柄の上場日に入れ替える。

（６）過年度および本指数公表時点での構成銘柄

- 遡及算出（後掲４－（８）参照）で用いた構成銘柄は、各基準日時点の時価総額ランキングで選定し、各基準日の翌月最終営業日に定期入れ替えを実施している。また上記（４）と（５）に記載の臨時除外・臨時補充ルールも適用し遡及している。

４：指数の計算

（１）基本事項

- 時価総額ウエート方式で算出する。
- 2013 年 11 月 29 日（算出基点日）を 10,000 とする。
- 指数の単位はポイントとし、小数点以下３桁目を四捨五入し２桁まで表示する。
- 東証の株価を利用して、１日１回終値ベースで算出する。

（２）計算式

- 日々の指数値は以下の算式により計算する。

指数値＝Σ｛株価×ウエート・ファクター｝÷除数

Copyright © Nikkei Inc. All rights reserved.

（３）株価

・　価格採用の優先順位は以下のとおり。

①特別気配、連続約定気配または臨時気配、②終値、③基準価格

（基準価格とは、権利落ち理論値、前日の特別気配、連続約定気配または臨時気配、前日の終値の優先順で採用された値）

（４）ウエート・ファクター

・　指数計算に用いる各銘柄のウエート・ファクター（指数用株式数）には、各銘柄の基準日時点の発行済み普通株式数を用いる。
・　定期見直し時に、特定の銘柄のウエート（構成比率）が指数構成銘柄全体の 35%を超える場合は 35%以内に収まるようにウエート・ファクターを調整する。
・　ウエート・ファクター設定以降、構成銘柄に株式分割、株式併合がある場合は、その比率に応じて当該資本異動の権利落ち日にウエート・ファクターを調整する。
・　構成銘柄が 9 銘柄を下回った場合に実施する臨時入れ替えの際の補充銘柄のウエート・ファクターは、補充銘柄の選定に利用した基準日時点のデータを基に決定する。この時点で、当該補充銘柄以外の構成銘柄のウエート・ファクターは変更しない。
・　持ち株会社化などで新規上場する銘柄を除外銘柄に代えて採用する際の補充銘柄のウエート・ファクターは、除外銘柄のウエート・ファクターに移転比率等を勘案して決定する。

（５）除数

・　算出基点日である 2013 年 11 月 29 日の除数は次のように決定する。

$$除数＝\Sigma\{算出基点日の株価×ウエート・ファクター\}\div 10000$$

・　算出基点日以降、構成銘柄の銘柄入れ替えの都度、次の計算式で除数を修正する。

$$翌日の除数＝当日の除数\times(\Sigma\{翌日構成銘柄の翌日用基準価格×翌日用ウエート・ファクター\})\div(\Sigma\{当日構成銘柄の当日株価×当日ウエート・ファクター\})$$

・　除数の修正は、算出結果を小数点以下 5 位で四捨五入し、小数点以下 4 位までとする。

Copyright © Nikkei Inc. All rights reserved.

（６）スピンオフ

- 構成銘柄の株主にスピンオフによって独立した会社の株式が割り当てられ、当該銘柄が短期間のうちに新規上場する場合、当該銘柄をスピンオフの権利落ち日から上場日まで一時的に指数の算出対象に加え、上場日の翌営業日に算出対象から外す。
- 一時的に算出対象に加える銘柄の株価は上場して有効な株価が生じるまでの間、公開価格または流通参考値段を用いる。ウエート・ファクターはスピンオフ元の構成銘柄のウエート・ファクターにスピンオフの割当比率を勘案した値を設定する。

（７）指数値の修正

- 指数値の修正を必要とする事象が後日発生、判明した場合には、原則として、判明以降最初に到来する指数算出日を当該変化事象の発生日として指数計算に反映し、原則として過日にさかのぼっての修正は行わないものとする。

（８）過年度遡及分の算出

- 算出基点日（2013 年 11 月 29 日＝10000）まで、終値ベースで遡及計算している。
- 遡及算出に用いた構成銘柄は、３－（６）記載のとおり。

５：その他

（１）配当込み指数の算出

「日経商社株トップ 10 指数」の関連指数として、配当を加味した以下の指数を、日々終値ベースで算出する。

「日経商社株トップ 10 指数（トータルリターン）」
「日経商社株トップ 10 指数（ネット・トータルリターン）」

配当の取り扱いなど、計算上の基本事項は「日経平均トータルリターン・インデックス」に準拠している。

（２）利用許諾

「日経商社株トップ 10 指数」（日経商社株トップ 10 指数（トータルリターン）および同（ネット・トータルリターン）を含む。以下同様）は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は

Copyright © Nikkei Inc. All rights reserved.

「日経商社株トップ 10 指数」自体及び「日経商社株トップ 10 指数」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有している。「日経商社株トップ 10 指数」を利用した先物・オプションなどの金融派生商品を提供したり、ファンドやリンク債などの金融商品の組成・売り出し、又はデータ提供する場合などで「日経商社株トップ 10 指数」を商業的に利用する場合は、日経との利用許諾契約が必要になる。

（３）免責

株式会社日本経済新聞社は、「日経商社株トップ 10 指数」（日経商社株トップ 10 指数（トータルリターン）および同（ネット・トータルリターン）を含む。以下同様）を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、一切の責任を負わない。日経は、「日経商社株トップ 10 指数」の計算方法、その他「日経商社株トップ 10 指数」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有している。

「日経商社株トップ 10 指数」は原則として本資料に記載された方法等に基づいて算出される。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出が困難と日経が判断した場合は、日経が適当とみなした処理方法により算出することがある。また、同算出要領は、今後、ルールの見直しなどに伴い、変更されることがある。本資料に記載された情報を利用したことにより発生するいかなる費用又は損害などについて、日経は一切その責任を負わない。

（４）問い合わせ先

日本経済新聞社　インデックス事業室
メール：index@nex.nikkei.co.jp

Copyright © Nikkei Inc. All rights reserved.

（別紙）算出要領・変更履歴

2026 年 11 月 13 日版	初版

Copyright © Nikkei Inc. All rights reserved.